

国家知識産権局の主要職責、内設機構 および人員編成に関する規定

2008年7月11日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家知識産権局の主要職責、内設機構および人員編成に関する規定

(中華人民共和国国務院弁公庁 2008年7月11日)

「国務院機関設置に関する通知」(国発〔2008〕11号)に基づき、国家知識産権局(副部級)を設立し、国務院の直屬機関とする。

一、 主な職責

(一) 全国の知的財産権保護業務を組織、調整し、知識財産権保護業務体系の構築を推進する。関係部門と共同で知識財産権の法執行における協力メカニズムを確立し、関連する行政の法執行業務を展開する。知識財産権保護の宣伝業務を展開する。関係部門と共同で国家知識産権戦略綱要を組織・実施する。

(二) 特許管理における基本秩序を規範化する責任を負う。特許知的財産権の法律法規の草案を制定し、特許管理業務の政策および制度を制定し実施する。特許技術取引を規範化する政策措置を制定し、特許侵害の紛争案件についての処理および仲裁、さらに、他人の特許を盗用する行為および成りすまし行為への取り締まりについて地方を指導する。関係部門と共同で知識財産権の無形資産評価業務を指導し、規範化する。

(三) 知識財産権の渉外業務政策を制定する。国外の知識財産権の発展動向を研究する。知識財産権に関わる外交上の事柄を取りまとめ調整する。業務分担に応じて知的財産権に関わる対外的な交渉を展開する。特許業務の国際的な連絡および協力、交流活動を展開する。

(四) 全国特許業務の発展計画を制定し、特許業務計画を策定する。専門業務計画を審査・批准し、全国の特許情報公共サービス体系の建築を担当する。関係部門と共同で、特許情報の普及と利用を推進し、特許統計業務を担当する。

(五) 特許および集積回路配置図設計専有権の権利確定判断基準を制定し、権利確定を管理する機関を定める。特許および集積回路配置図設計専有権の侵害に関する判断基準を制定する。特許代理仲介サービス体系の発展および管理監督に関する政策・措置を制定する。

(六) 特許の法律法規、政策の宣伝普及業務を組織・展開し、規定に基づいて知

的財産権関連の教育および育成業務計画を組織し制定する。

(七) 国務院の任せたその他の業務を請け負う。

二、内部機構

上述の職責に基づき、国家知識産権局は7つの内部機構を設ける（副司局級）：

(一) 弁公室。

電文業務、会議関連業務、機密業務、書類保管業務等、機関の日常業務を担当する；情報、セキュリティ、機密保持および投書・陳述処理業務を担当する；政策研究、政務公開業務、および局機関の財務、行政事務等の管理業務を担当する；知識財産権の宣伝業務を組織・展開する。

(二) 条法司。

知識財産権に関する国際条約の制定、改正、および知識財産権対外交渉の方案の調整、提起をする；特許に関わる知的財産権の法律法規の草案を制定する；特許法、集積回路配置図設計保護条例、特許代理条例およびそれに関する法規、規則制度の修正にかかわる意見と草案を提起する。特許等の権利確定と権利侵害折衝の基準を制定する；特許代理仲介サービス体系の発展に関する政策を制定する。

(三) 保護協調司。

全国の知的財産権保護関連業務の組織と調整を担当する；知識財産権の法執行協力メカニズム関連業務を担当し、行政の法執行関連業務を請け負う；国家知識産権戦略綱要に関する業務を担当する。

(四) 国際合作司（港澳台（香港マカオ台湾地域）弁公室）。

知識財産権の外交業務政策を制定する；国外の知識財産権発展動向を研究する；知的財産権の渉外事項の取りまとめと調整を担当する；特許業務の国際連絡、協力および交流活動を担当する；港澳台の特許に関わる事項および関連する知識財産権事項を

担当する。

(五) 専利（特許）管理司。

特許管理業務の政策と措置を制定し実施する；特許技術取引政策の規範を制定する。知識財産権無形資産評価業務を指導し、規範化する；特許紛争の処理と仲裁および他人の特許の盗用行為と成りすまし行為への取り締まりを地方に指導する。

(六) 規画発展司。

全国の特許業務発展計画を組織し制定する；局組織の財務、物資と基本建設計画を制定する；全国の特許情報公共サービス体系の確立業務を指導、監督する；特許統計業務を担当する；直属部門の財務と国有資産の管理業務を指導、監督する。

(七) 人事司。

機関および直属部門の幹部チームの構築と、それに関連する人事管理、機構編成事項を担当する；知識財産権に関する教育および育成業務計画を制定する；機構を離退職した幹部に関わる業務を受け持つ。

機構党委は機関および北京の直属部門の党群業務を担当する。

三、人員編成

国家知識産権局機関行政編成は 85 名である（両委員会の人員編成 3 名を含む）。その内：局長 1 名、副局長 4 名、正副司長職 19 名（機関党委専任副書記を含む）。

四、その他事項

(一) 涉外知的財産権の職責分担について、国家知識産権局は知的財産権の涉外事項の取りまとめと調整を担当し、商務部が経済貿易に関連性が強い知的財産権の多国協議、二カ国協議、知的財産権の二国間連携・交渉メカニズムおよび国内の立場からの調整等の業務を担当する。

(二) 所属事業単位の設置、職責および編成事項は別途規定する。

五、附則

中央機構編成委員会弁公室は本規定の解釈を担当し、その調整は中央機構編成委員会弁公室が規定されたプロセスに則り行うものである。